

付 議 第 1 号

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の 一部を改正する規則議案

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則（平成 14 年高知県教育委員会規則第 4 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号に基づき、議決を求めます。

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の 一部を改正する規則議案説明

1 改正の理由

生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）において、平成21年4月1日付けで「母子加算の見直し」が行われたことに伴い、同様に高知県高等学校等奨学金の貸与基準の見直しを行おうとするものである。

生活保護法による保護の基準において「母子加算」が見直された理由

母子加算については、生活保護の給付を受けていない自立母子世帯との公平性の確保及び生活保護を受給する母子世帯の自立を促進する観点から、就労する母子世帯等に対して自立支援を目的とした給付（ひとり親世帯就労促進費）を創設するとともに、現行の母子加算を段階的に廃止することとしたものである。

※生活保護基準における母子加算（月額）

18年度：21,640円→19年度：14,430円→20年度：7,210円→21年度：0円（廃止）

2 改正の主な内容

生活保護法による保護の基準において、平成21年4月1日付けで母子加算規定が削除されたことに伴い、同様に高知県高等学校等奨学金の貸与基準となる別表第1（世帯人員に応じて収入基準額を定めたもの）の備考においても母子加算規定（90,000円の加算）を削除しようとするもの。

3 施行期日

(1) この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(2) この規則による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に奨学金の貸与の決定を受ける者について適用し、同日前に奨学金の貸与の決定を受けた者に係る奨学金の貸与については、なお従前の例による。

教 育 委 員 会 規 則

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月 日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第 号

**高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の
一部を改正する規則**

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則（平成14年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考を次のように改める。

備考 この表の左欄に掲げる世帯区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる基準額を収入基準額とする。ただし、障害等級が1級、2級若しくは3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている者、級別が1級若しくは2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は障害の程度がA1、A2若しくはB1と記載された療育手帳の交付を受けている者が属する世帯については、当該基準額に当該者1人につき300,000円を加算して得た額を当該世帯の収入基準額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に奨学金の貸与の決定を受ける者について適用し、同日前に奨学金の貸与の決定を受けた者に係る奨学金の貸与については、なお従前の例による。

新 旧 対 照 表

新

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則(抜粋)

別表第1(第2条関係)
略

備考 この表の左欄に掲げる世帯区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる基準額を収入基準額とする。ただし、障害等級が1級、2級若しくは3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている者、級別が1級若しくは2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は障害の程度がA1、A2若しくはB1と記載された療育手帳の交付を受けている者が属する世帯については、当該基準額に当該者1人につき300,000円を加算して得た額を当該世帯の収入基準額とする。

(1) 削除

(2) 削除

旧

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則(抜粋)

別表第1(第2条関係)
略

備考 この表の左欄に掲げる世帯区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる基準額を収入基準額とする。ただし、次の各号に該当する世帯については、当該基準額に当該各号に掲げる額を加算して得た額を当該世帯の収入基準額とする。

- (1) 障害等級が1級、2級若しくは3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている者、級別が1級若しくは2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は障害の程度がA1、A2若しくはB1と記載された療育手帳の交付を受けている者が属する世帯 当該者1人につき300,000円
- (2) 父母の一方若しくは両方がいないか、又はこれらに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が児童(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第1項に規定する児童をいう。)を養育している世帯 90,000円

平成17年～21年度に入学された方へ

高知県高等学校等奨学金制度のご案内

高知県教育委員会では、高等学校、高等専門学校等への進学・修学を希望しながら、経済的な理由で修学が困難な方に対し、奨学金を貸与しています。

1 貸与対象者 [(1)～(5)すべてに該当する方が対象となります。]

- (1) 平成17年4月から平成21年4月までに高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校の高等課程の第1学年に入学された方
- (2) 保護者が高知県内に居住している方
- (3) 経済的な理由により修学が困難な方（※詳しくは、裏面1をご覧ください。）
- (4) 日本学生支援機構又は国・県からの奨学金の貸与を受けていない方（母子・寡婦福祉資金貸付制度の就学支度資金、高知県生活福祉資金貸付制度の就学支度費及び高知県県立高校通学支援奨学金は除きます。）
- (5) 特別支援教育就学奨励費の給付を受けていない方

(注) ア 専修学校の高等課程については、高知県高等学校等奨学金の対象学科としてあらかじめ認定されている学校が対象となります。詳しくは県教育委員会高等学校課にお問い合わせください。

イ 申請者の多い場合は、選考により貸与できない場合があります。

ウ 貸与の決定に必要な事項について、関係機関で調査する場合があります。

エ 専攻科へ進まれた方については、新たに申請をする必要がありますので、ご注意ください。

2 貸与月額

区	分	貸与月額
国公立	自宅通学者	18,000円
	自宅外通学者	23,000円
私立	自宅通学者	30,000円
	自宅外通学者	35,000円

(無利子)

3 貸与期間

平成21年4月から正規の修業年限までとします。

4 奨学金の返還

この奨学金は、貸与するものであり、貸与終了後必ず返還しなければなりません。

奨学金の貸与を終了してから6か月を経過後、20年以内で貸与金額に応じて県が定めた期間により、月賦、半年賦、年賦又は一括で返還していただきます。

区	分	貸与金額	返還年数	返還月額
国公立	自宅通学者	648,000円	9年	6,000円
	自宅外通学者	828,000円	10年	7,000円
例： 私立	自宅通学者	1,080,000円	10年	9,000円
	自宅外通学者	1,260,000円	12年	9,000円

5 申請手続（※裏面2をご覧ください。）

申請書（高等学校等にあります。）に次の書類を添付して、在学する学校へ提出してください。提出期限については、学校の指示に従ってください。

- (1) 市町村長の発行する収入・所得証明書（世帯全員）
- (2) 世帯全員の住民票（続柄表示のあるもの）等

(注) 中学校で申請書を提出し、内定通知を受けている方は、申請書を提出する必要はありません。

6 貸与の決定

平成21年7月頃に在学校を通じて本人にお知らせする予定です。

1 経済的な理由により修学が困難な方

次の(1)~(5)のいずれかに該当する世帯の方が対象となります。

- (1) 平成20年度に生活保護法に基づく保護を受けた世帯
- (2) 平成20年度に市町村民税を非課税（地方税法第295条第1項の規定による）とされた世帯
- (3) 平成20年度に市町村民税を減免（地方税法第323条の規定による）された世帯
- (4) 世帯全員の収入(所得)金額が次の収入（所得）基準額(A)以下である世帯
- (5) 世帯全員の収入(所得)金額が次の収入（所得）基準額(A)を超え、かつ、収入（所得）基準額(B)以下である世帯。ただし、申請時までの高等学校等（高等学校等における学習成績が未評定である場合には中学3年生）の学習成績の評定を全履修科目について5段階で行った場合に、平均した値が3.0以上であるものに限る。

収入（所得）基準額（A）

世帯区分	[給与・年金収入の場合] 収入基準額	[給与・年金収入以外の場合] 所得基準額
1人世帯	2,280,000円	1,416,000円
2人世帯	3,020,000円	1,934,000円
3人世帯	3,740,000円	2,452,000円
4人世帯	4,370,000円	2,954,400円
5人世帯	4,940,000円	3,412,000円
6人世帯	5,610,000円	3,946,400円
7人世帯	6,270,000円	4,474,400円

収入（所得）基準額（B）

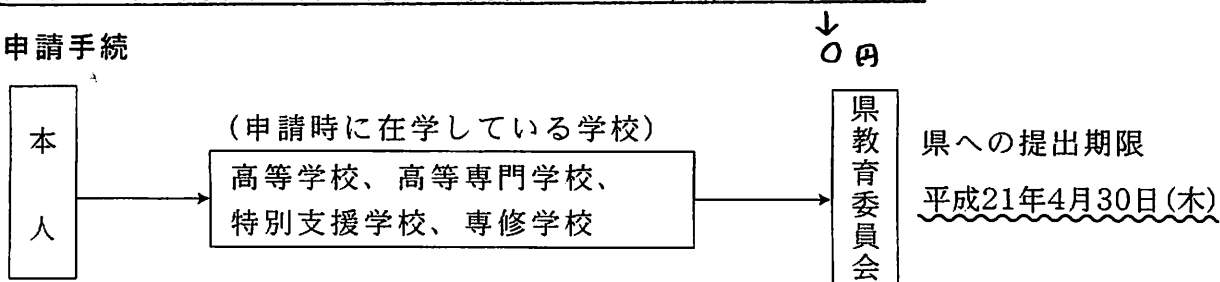
世帯区分	[給与・年金収入の場合] 収入基準額	[給与・年金収入以外の場合] 所得基準額
1人世帯	3,040,000円	1,948,000円
2人世帯	4,030,000円	2,682,400円
3人世帯	4,980,000円	3,444,000円
4人世帯	5,820,000円	4,116,000円
5人世帯	6,580,000円	4,724,000円
6人世帯	7,470,000円	5,523,000円
7人世帯	8,360,000円	6,324,000円

※ 収入（所得）基準額(A)(B)については、世帯の状況に応じて障害者、母子・父子の加算があります。

ア 身体障害者手帳（1級・2級・3級）
精神障害者保健福祉手帳（1級・2級）
療育手帳（A1・A2・B1） } の交付を受けている方がいる世帯
当該者1人につき 300,000円

イ 父母の一方若しくは両方がいないか又はこれらに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の方が児童を養育している世帯 90,000円

2 申請手続



3 緊急採用

生計急変の事由が発生したときから1年以内である場合に申請することができます。詳しくは、学校にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

高知県教育委員会事務局高等学校課 (TEL 088-821-4893)